

財政事情説明書



芸西村

地方自治法第243条の3第1項及び芸西村財政状況書の作成・公表に関する条例に基づき、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの芸西村財政事情を次のとおり公表します。

令和5年6月1日

芸西村長 溝 渕 孝

1 一般会計総括

(1) 歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比較 (C)=(A)-(B)	前年度比増減 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(A)	構成比		
(1) 一般財源	1,871,513	33.3	2,726,329	48.5	△ 854,816	△ 31.4
村税	372,038	6.6	346,465	6.2	25,573	7.4
地方譲与税	20,473	0.4	19,988	0.4	485	2.4
地方交付税	1,110,000	19.8	1,110,000	19.8	0	0.0
村債	10,634	0.2	24,068	0.4	△ 13,434	△ 55.8
基金取崩し	50,000	0.9	50,000	0.9	0	0.0
その他	308,368	5.5	1,175,808	20.9	△ 867,440	△ 73.8
(2) 特定財源	3,745,487	66.7	2,757,271	49.1	988,216	35.8
国庫支出金	240,688	4.3	212,047	3.8	28,641	13.5
県支出金	355,794	6.3	342,692	6.1	13,102	3.8
村債	220,250	3.9	183,200	3.3	37,050	20.2
基金取崩し	738,146	13.1	680,101	12.1	58,045	8.5
その他	2,190,609	39.0	1,339,231	23.8	851,378	63.6
総計 (1)+(2)	5,617,000	100.0	5,483,600	97.6	133,400	2.4

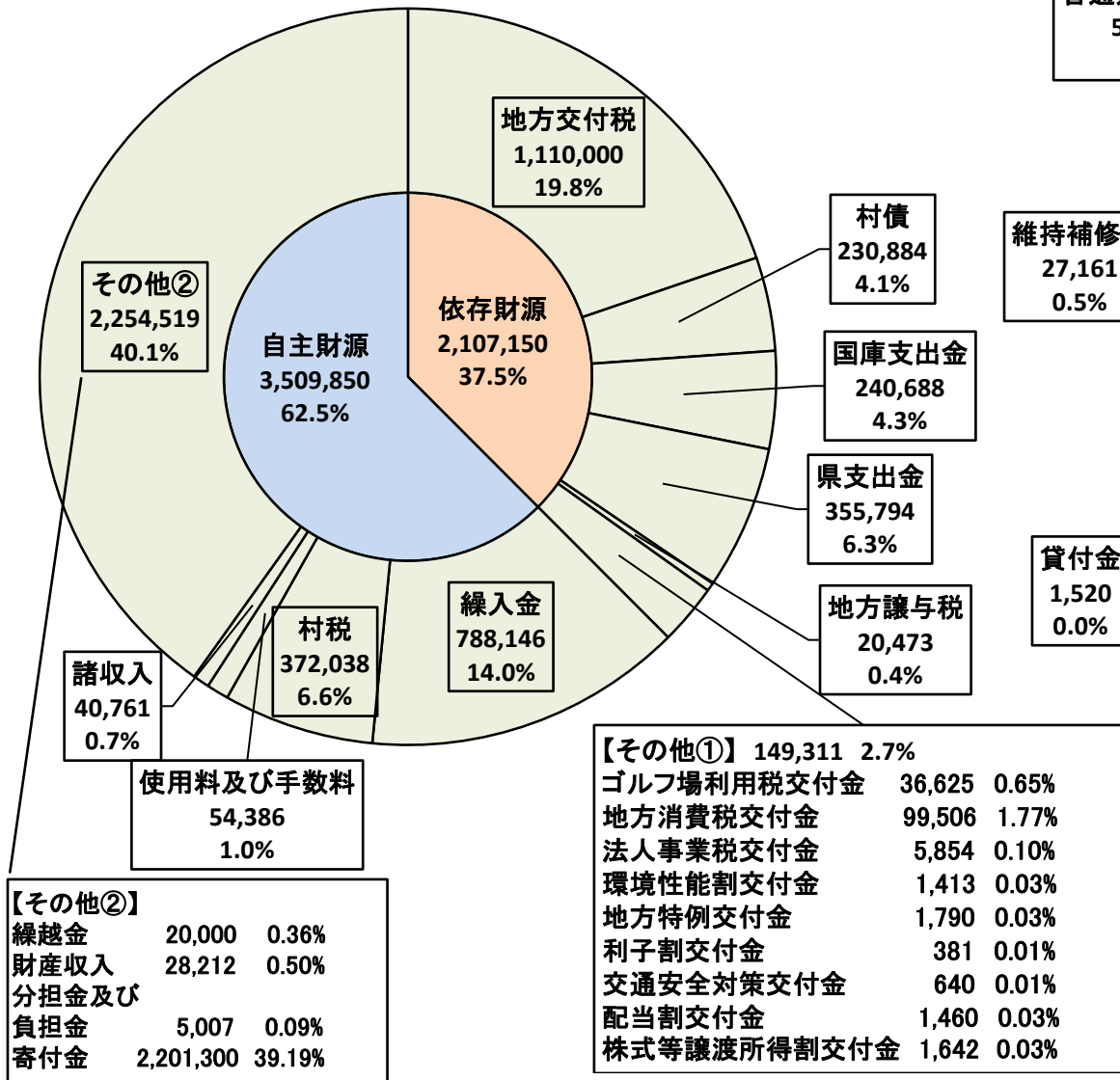
(2) 歳出

(単位：千円、%)

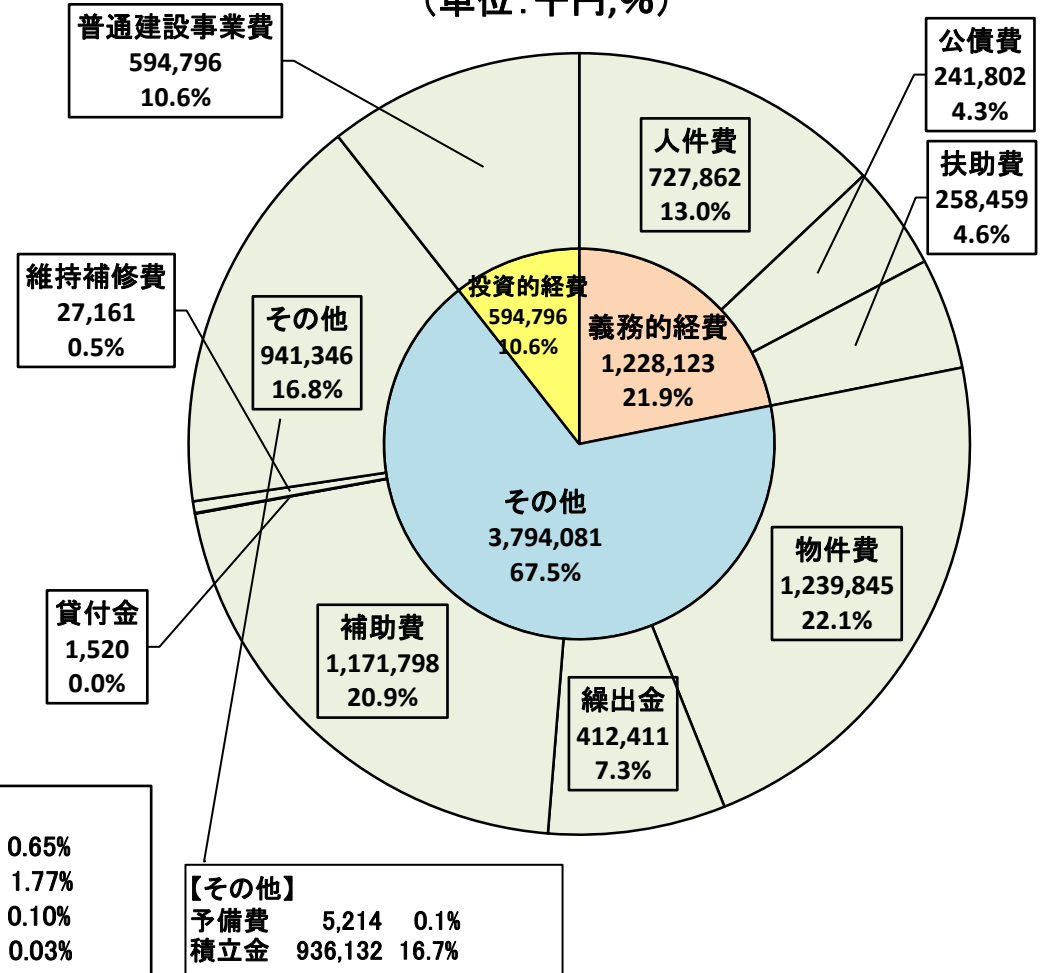
区 分	令和5年度		令和4年度		比較 (C)=(A)-(B)	前年度比増減 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(A)	構成比		
(1) 経常的経費	5,022,204	89.4	5,046,247	89.8	△ 24,043	△ 0.5
人件費	727,862	13.0	727,084	12.9	778	0.1
扶助費	258,459	4.6	262,207	4.7	△ 3,748	△ 1.4
公債費	241,802	4.3	230,113	4.1	11,689	5.1
その他	3,794,081	67.5	3,826,843	68.1	△ 32,762	△ 0.9
(2) 投資的経費	594,796	10.6	437,353	7.8	157,443	36.0
普通建設事業費	594,796	10.6	437,353	7.8	157,443	36.0
補助事業費	235,807	4.2	114,470	2.0	121,337	106.0
単独事業費	358,989	6.4	322,883	5.7	36,106	11.2
災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総計 (1)+(2)	5,617,000	100.0	5,483,600	97.6	133,400	2.4

2 グラフで表す当初予算(一般会計)

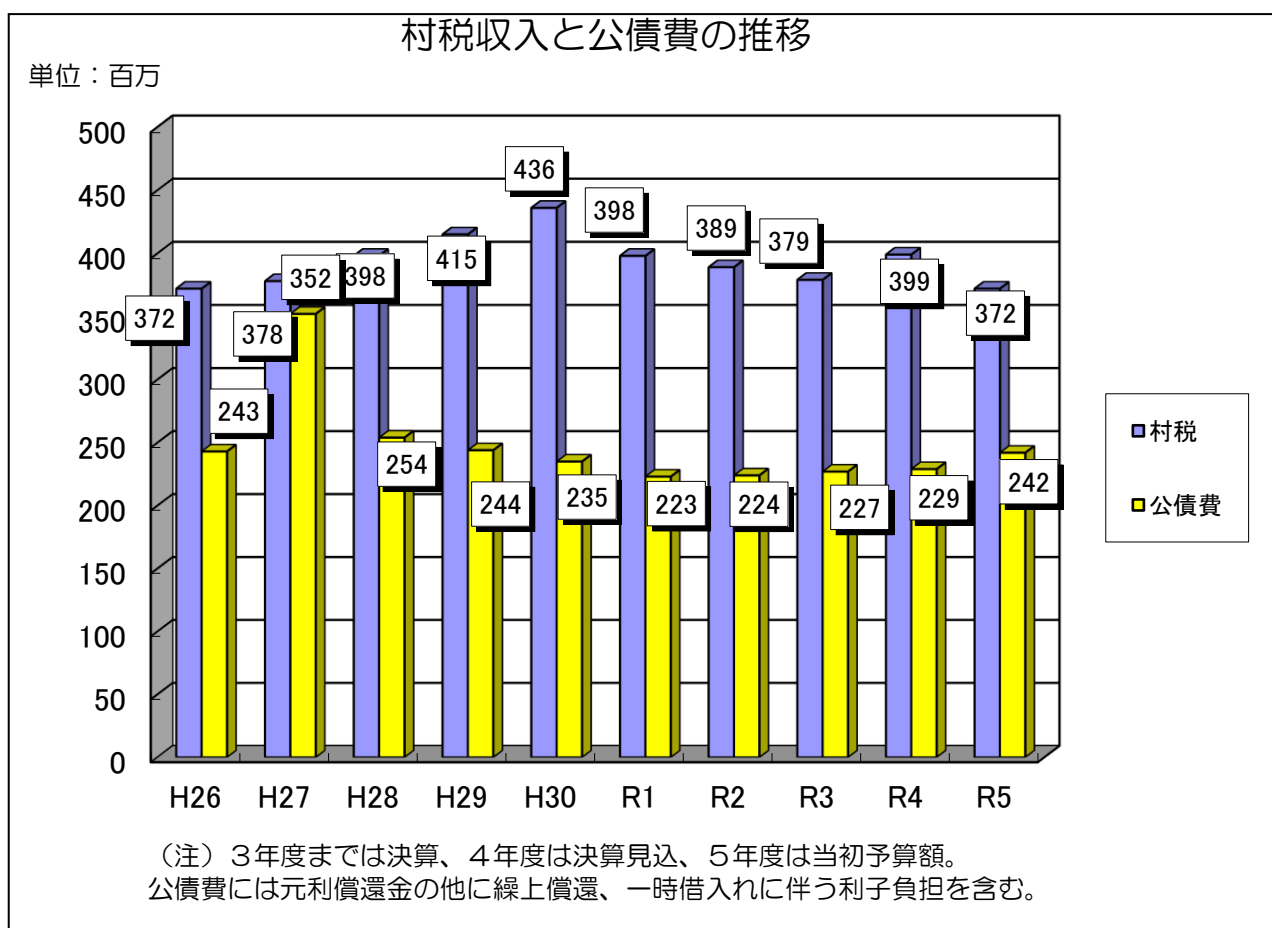
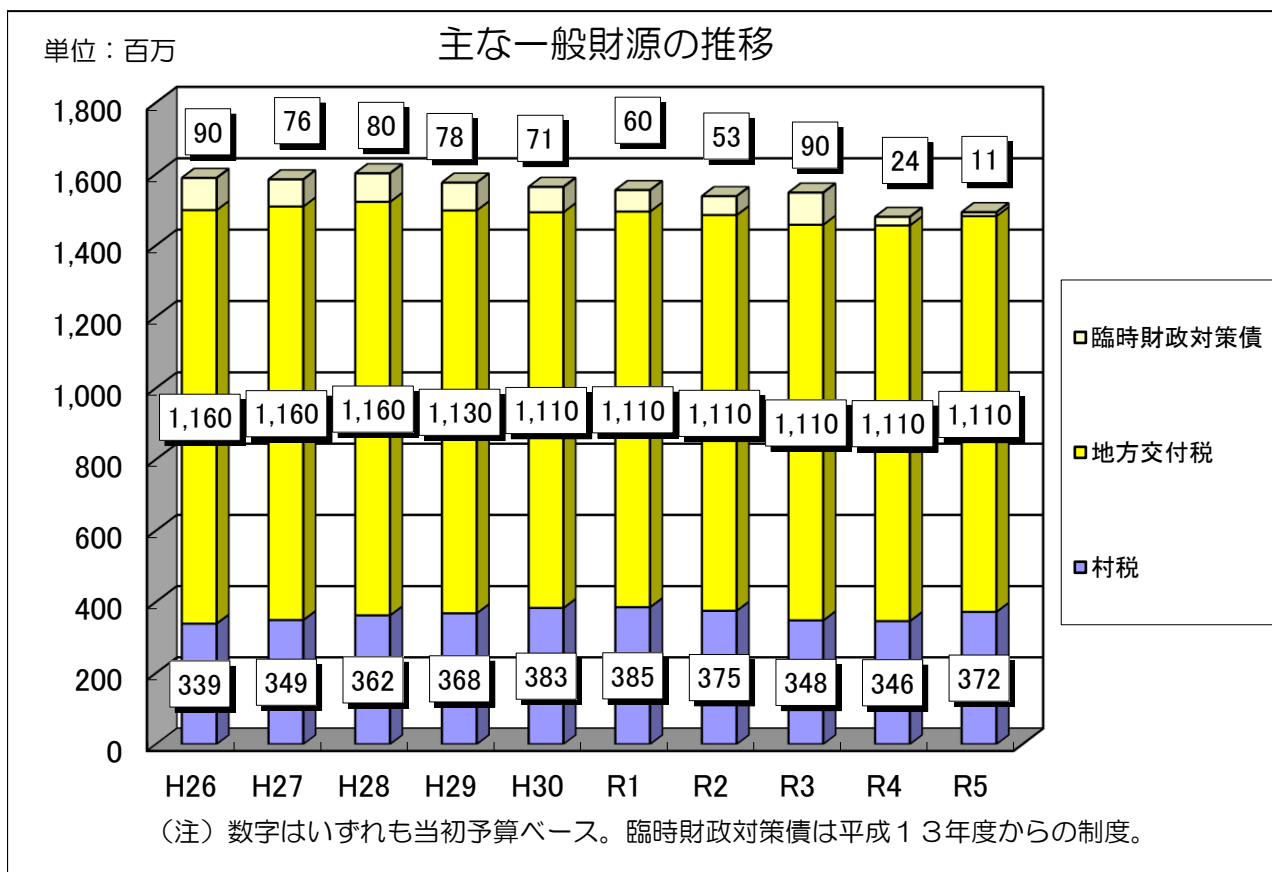
歳入
5,617,000
(単位:千円,%)



歳出
5,617,000
(単位:千円,%)

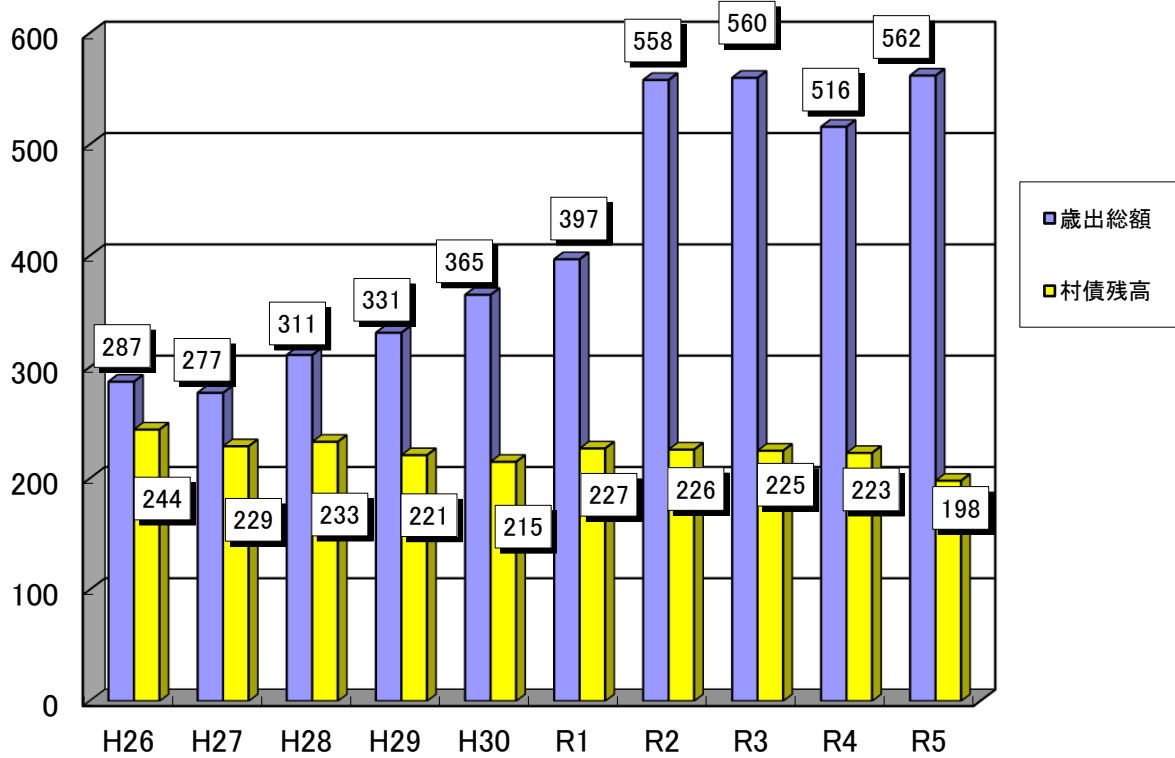


3 主要な指標の推移



村財政規模と村債残高の推移

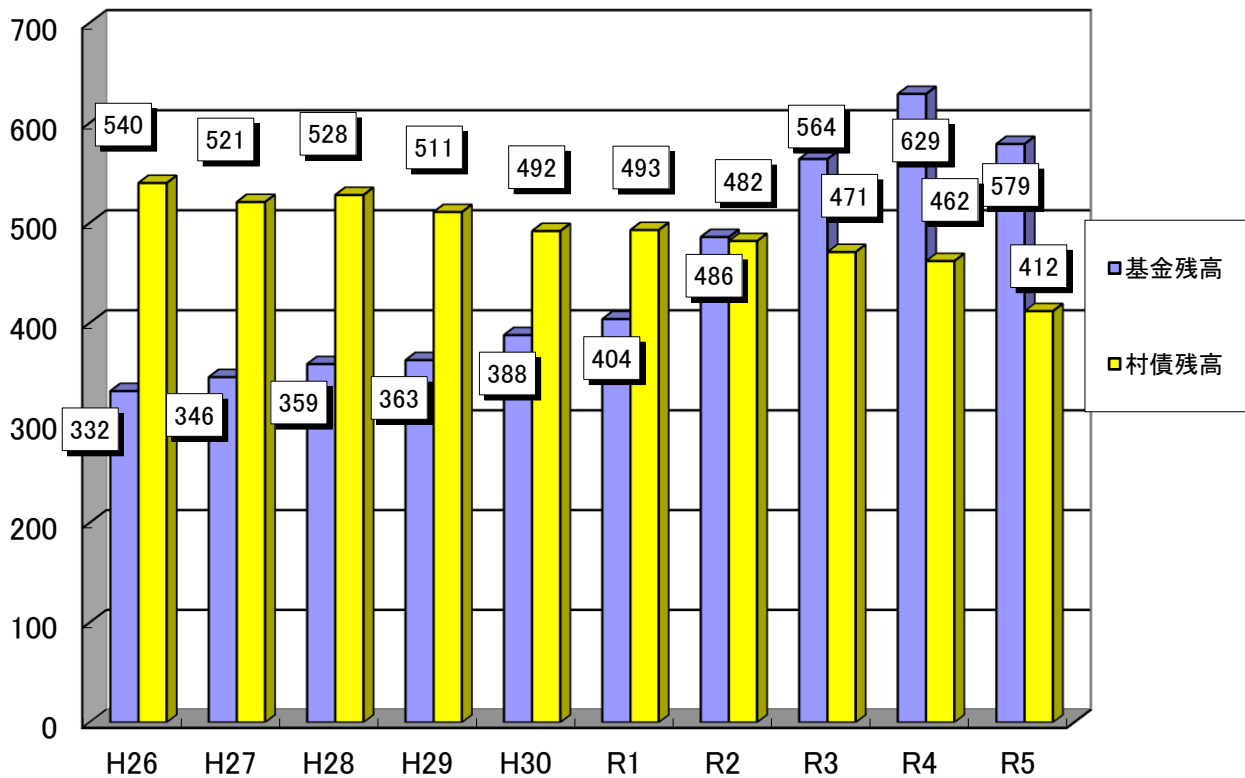
単位：千万



(注) 3年度までは決算、4年度は決算見込、5年度は当初予算額。

村全体の基金残高と村債残高の推移

単位：千万



(注) 3年度までは決算、4年度は決算見込み、5年度は当初予算後(見込み)。

※基金残高は一般会計・国保会計・簡易水道会計・介護保険会計の各基金を合算したもの。

※村債残高は一般会計・住宅新築資金会計・簡易水道会計・下水道会計の各村債(元金のみ)を合算したもの。

4 村民一人当たりの一般会計予算額

総務費
506,177円



民生費
216,370円



衛生費
82,426円



農林水産業費
74,516円



(令和5年度)
1,519,751円

(人口)
3,696人

商工費
844円



土木費
169,400円



※人口は令和2年
国勢調査による

消防費
27,102円



教育費
108,866円



災害復旧費
0円



議会費 13,911円
公債費 65,423円
諸支出金 253,306円
予備費 1,411円

5 主な個別事業の概要

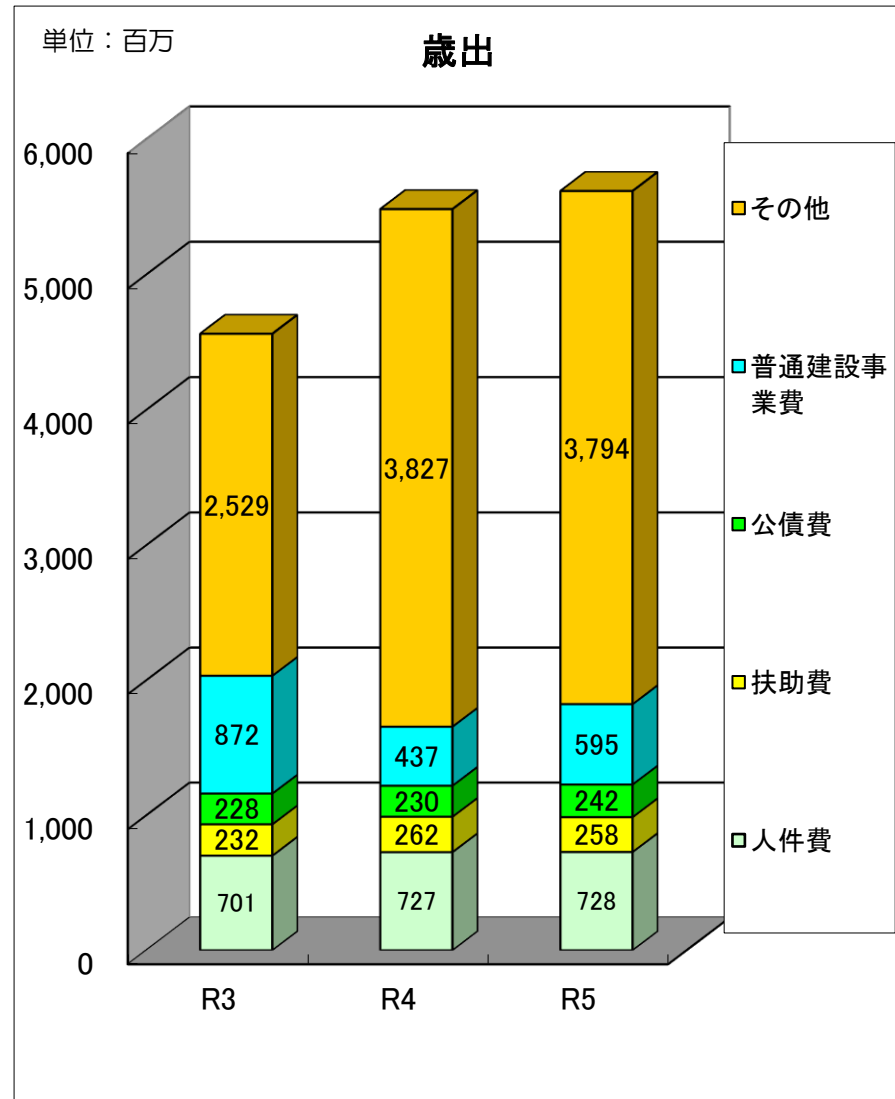
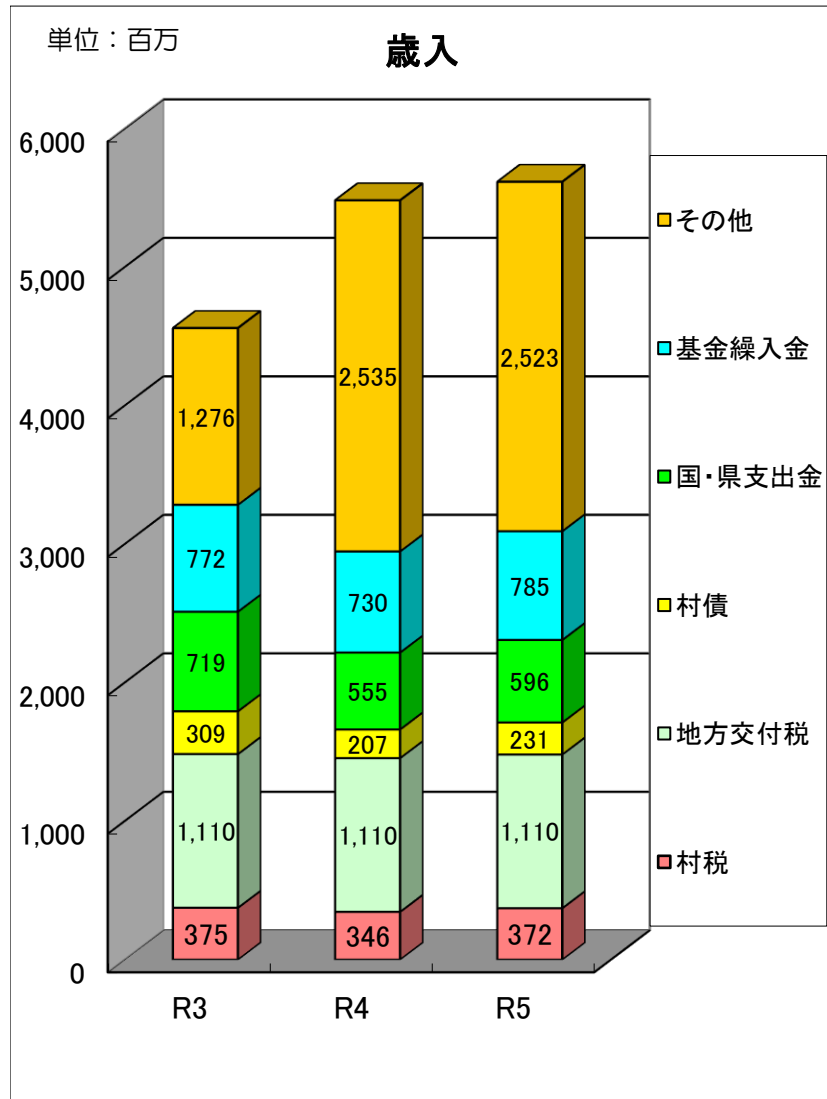
単位：千円

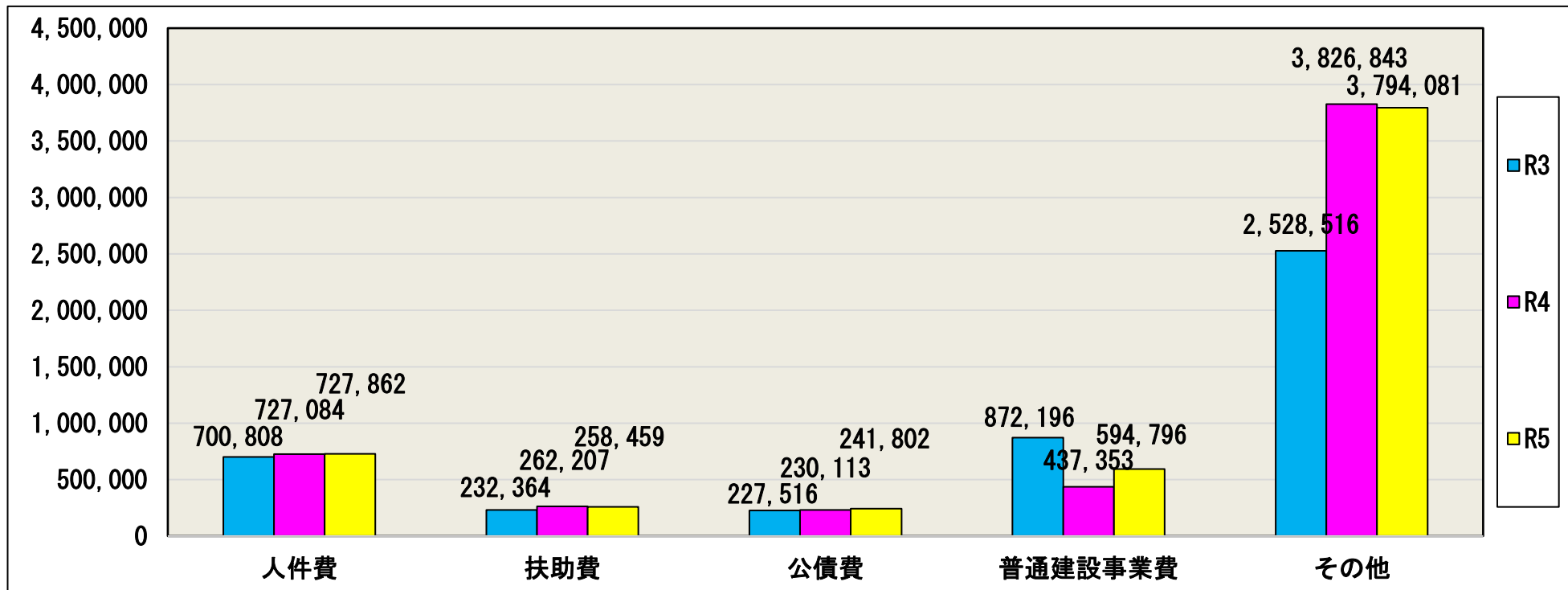
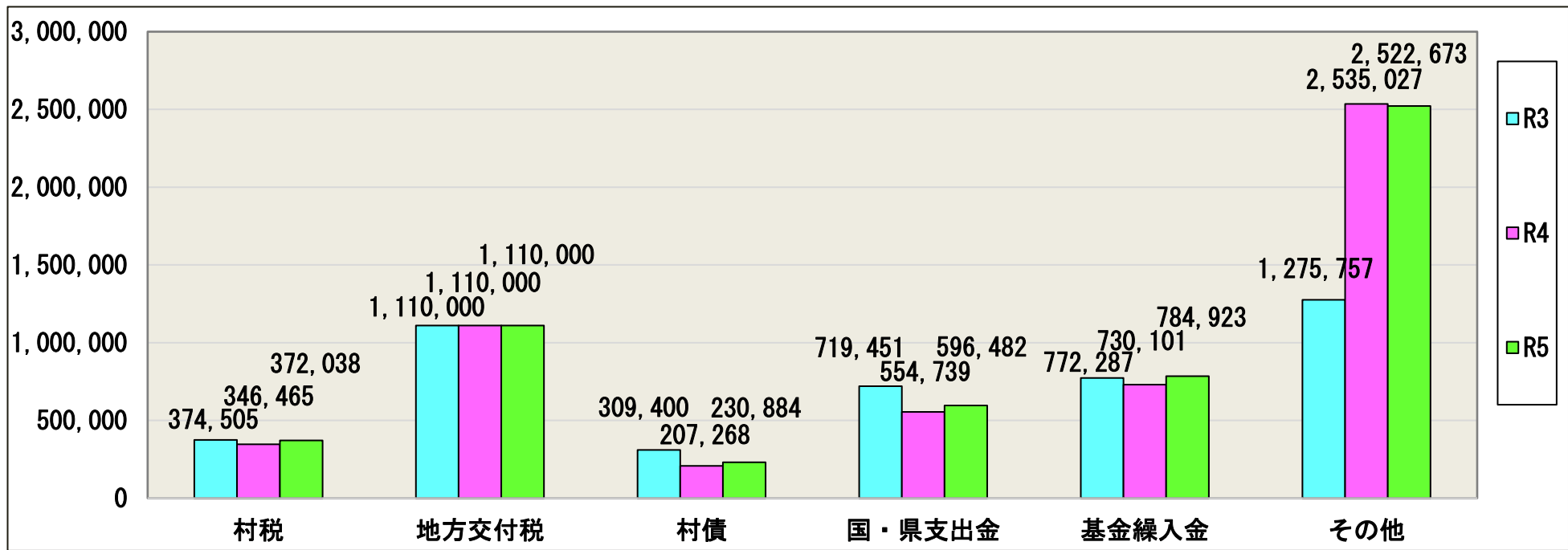
事業名	金額	説明	予算書シ
保育料第2子無償化事業	△ 1,756	子育て世帯への支援として、第2子の保育料を無償化する。	18
個人情報安全管理措置対応業務委託	3,520	新個人情報保護法施行に伴う安全管理体制確立のため現状確認や要綱、マニュアルの作成、職員研修等を行う。	37
空調改修工事	3,300	野外劇場室内全体の故障または老朽化した空調の取替工事。	41
駐車場整備工事	6,500	かっぱ市南側駐車場を整備する。	41
システム標準化作業委託	5,545	住基システムの標準化を行う	43
地域おこし協力隊事業	3,685	都市圏から移住者を募集し、新たな農業の担い手として育成し、地域の農業農村の活動支援を行う。	52
ワーキングホリデー補助金	210	ふるさとワーキングホリデーとして県外在住者が仕事体験を通じて村を知ってもらい、移住のきっかけづくりを行う。滞在費や県内の交通費を支援する。	55
スポーツ合宿支援事業助成金	4,565	スポーツ合宿に対し、村内の施設で宿泊した者・村内のバス事業者を活用した者に助成金を交付し、誘致を図るもの。	57
村民会館ホール換気設備導入工事	12,500	感染症対策として、村民会館ホールの換気設備を導入する。	60
あったかふれあいセンター事業委託	28,341	ふれあいセンターをあったかふれあいセンターのサテライト施設と位置付け、地域住民の集いの場としてだけでなく、地域福祉活小津の推進施設として相談や見守り支援等も合わせて行うことができるよう社協へ委託する。	63
新型コロナワクチン接種事業	10,481	新型コロナワクチン接種に関する費用。	68~70
安芸広域市町村圏事務組合負担金	122,100	令和3年度~5年度にかけて行うメルトセンターの主要設備の更新、改良に関する負担金。	72
長寿命化対策工事	11,500	令和3年度策定の長寿命化計画に基づき、令和4年度~6年度にかけて水利組合管理の用水路の補修を行う。	78
漁港荷捌所改修工事	37,323	漁港施設である荷捌所の柱の劣化が激しいほか、令和4年台風14号の影響で損傷した屋根の改修工事を行う。	80

単位：千円

事業名	金額	説明	予算書 ページ
公共施設等適正管理推進事業	47,000	公共施設等適正管理推進事業債を活用して老朽化が進んでいる村道施設の改修を行う。	83
和食ダム関連工事	12,000	和食ダム建設に合わせて、パイプラインの整備を行う。	83
和食排水機場改修工事	90,000	和食排水機場の保全計画に基づき、令和2年度～5年度に各種設備の更新、補修を行う。(令和5年度は低圧主幹盤、直流電源盤、No.2ポンプの更新を行う。)	85
村営住宅解体事業	51,000	公営住宅としての役割を終えた旧北芝団地の解体工事を行う。	87
高等学校等生徒通学費助成	4,560	子育て世帯への支援として、公共交通機関を利用して通学する高校生等に定期券購入費の半額を助成する。	93
中学校老朽化改修工事	24,810	老朽化した中学校の手摺改修、体育館床ウレタン塗装工事、トイレを和式から様式へ改修工事を行う。	99

一般会計当初予算の推移





(2) 特別会計

(単位 千円、%)

会 計 名	令和5年度当初		令和4年度当初		比較	
	金額 (A)	構成比	金額 (A)	構成比	(A)-(B)	(A)/(B)
住宅新築資金等貸付事業	3,000	0.1	3,290	0.2	△ 290	91.2
国民健康保険事業	791,932	37.6	824,843	43.2	△ 32,911	96.0
簡易水道事業	405,695	19.3	213,100	11.2	192,595	190.4
下水道事業	257,100	12.2	230,400	12.1	26,700	111.6
介護保険事業	566,207	26.9	564,072	29.5	2,135	100.4
後期高齢者医療事業	83,480	4.0	73,672	3.9	9,808	113.3
計	2,107,414	100.0	1,909,377	100.0	198,037	110.4

2 村債及び一時借入金の状況

(1) 村債

○ 事業別現在高

令和5年3月31日現在における現在高は、次表のとおりです。

(単位 千円、円)

区 分	現在高	村民1人あたりの負担額	1世帯あたりの負担額
公 共 事 業 等 債	308,793 千円	85,444 円	173,577 円
防災・減災・国土強靱化緊急 対 策 事 業 債	41,800 千円	11,566 円	23,496 円
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	120,851 千円	33,440 円	67,932 円
災 害 復 旧 事 業 債	21,266 千円	5,884 円	11,954 円
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 債	163,799 千円	45,323 円	92,074 円
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業 債	88,900 千円	24,599 円	49,972 円
一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業 債	62,912 千円	17,408 円	35,364 円
施 設 整 備 事 業 債	4,200 千円	1,162 円	2,361 円
一 般 単 独 事 業 債	515,046 千円	142,514 円	289,514 円
辺 地 対 策 事 業 債	0 千円	0 円	0 円
補 正 予 算 債	0 千円	0 円	0 円
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	0 千円	0 円	0 円
地 域 改 善 対 策 特 例 事 業 債	0 千円	0 円	0 円
財 源 対 策 債	40,895 千円	11,316 円	22,988 円
減 収 補 て ん 債	6,855 千円	1,897 円	3,853 円
臨 時 財 政 特 例 債	0 千円	0 円	0 円
減 税 補 て ん 債	1,675 千円	463 円	942 円
臨 時 税 収 補 て ん 債	0 千円	0 円	0 円
臨 時 財 政 対 策 債	774,302 千円	214,251 円	435,246 円
減 収 補 て ん 債 特 例 分	8,465 千円	2,342 円	4,758 円
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	20,484 千円	5,668 円	11,514 円
計 (一般会計)	2,180,243 千円	603,277 円	1,225,545 円
住 宅 新 築 資 金 等 特 別 会 計	0 千円	0 円	0 円
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	1,155,356 千円	319,689 円	649,441 円
下 水 道 事 業 特 別 会 計	1,201,834 千円	332,550 円	675,567 円
計 (特別会計)	2,357,190 千円	652,239 円	1,325,008 円
合 計	4,537,433 千円	1,255,516 円	2,550,553 円

令和5年3月31日現在住民基本台帳及び外国人登録

人口 3,614 人
世帯数 1,779 世帯

(2) 一時借入金

一時借入金の最高限度額は、8億円（一般会計）となっています。

3 基金の状況

令和5年3月31日現在における現在高は、次表のとおりです。

(単位 千円、円)

区 分	現在高	村民1人あたり	1世帯あたり
財 政 調 整 基 金	432,950 千円	119,798 円	243,367 円
減 債 基 金	339,286 千円	93,881 円	190,717 円
施 設 整 備 基 金	1,000,042 千円	276,713 円	562,137 円
水 源 対 策 基 金	362,200 千円	100,221 円	203,598 円
下 水 対 策 基 金	384,344 千円	106,349 円	216,045 円
村 営 住 宅 施 設 整 備 基 金	39,259 千円	10,863 円	22,068 円
学 校 教 育 振 興 基 金	9,724 千円	2,691 円	5,466 円
防 災 対 策 基 金	55,702 千円	15,413 円	31,311 円
ふ る さ と 応 援 基 金	2,691,996 千円	744,880 円	1,513,207 円
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	4,135 千円	1,144 円	2,324 円
地 域 福 祉 基 金	137,870 千円	38,149 円	77,499 円
地 域 振 興 基 金	13,908 千円	3,848 円	7,818 円
水 と 土 保 全 基 金	10,729 千円	2,969 円	6,031 円
ふ る さ と つ く り 基 金	368,865 千円	102,066 円	207,344 円
土 地 開 発 基 金	189,585 千円	52,458 円	106,568 円
計 (一般会計)	6,040,595 千円	1,671,443 円	3,395,500 円
国 保 財 政 調 整 基 金	53,901 千円	14,914 円	30,298 円
介 護 給 付 費 準 備 基 金	33,371 千円	9,234 円	18,758 円
水 道 施 設 整 備 基 金	154,058 千円	42,628 円	86,598 円
計 (特別会計)	241,330 千円	66,776 円	135,654 円
合 計	6,281,925 千円	1,738,219 円	3,531,154 円

令和5年3月31日現在住民基本台帳及び外国人登録

人口

3,614 人

世帯数

1,779 世帯

4 会計収支状況

令和4年度下半期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）会計収支状況 （単位 千円）

会計区分		収入	支出	令和5年3月31日現在一時借入金	
				借入先	金額
一般会計		3,146,016	2,356,025		
	住宅新築資金等貸付事業	1,360	8		
	国民健康保険事業	364,821	417,400		
	簡易水道事業	56,702	85,173		
	下水道事業	28,109	102,276		
	介護保険事業	251,248	295,481		
	後期高齢者医療事業	46,882	48,191		
合計		3,895,138	3,304,554		

【付録】財政用語集

	用語	読み	説明
あ行	一般財源	いっばんざいげん	使い道が限定されていない収入のことです。村税や地方交付税などが代表的なものです。 〔関連用語〕 特定財源
	一般会計	いっばんかいけい	村の予算の中心となる会計で、その範囲には、行政を運営するための基本的な経費（保健、福祉、環境、建設、防災、教育・文化の振興など）が含まれます。 〔関連用語〕 特別会計
か行	義務的経費	ぎむてきけいひ	地方公共団体の経費のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できないものをいいます。国が示す財政分析上の基準では、人件費、扶助費、公債費がこれに該当します。
	経常的経費	けいじょうてきけいひ	地方公共団体の支出のうち、人件費や事務経費、補助金、貸付金など、いわゆる消費的な支出に区分される経費のことです。家計で言えば、食費や衣料費、光熱水費などがこれに相当します。 〔関連用語〕 投資的経費
	決算	けっさん	各会計年度が終わった後で、予算が実際にどう使われたかをとりまとめたものです。 〔関連用語〕 予算
	減債基金	げんさいききん	村債の償還のために設けている基金です。特定の村債の償還に合わせて取り崩すことが予定されている分（ルール分）と、特定の村債の償還とはリンクしない分（ルール外）の概念があります。村では、ルール外の分を財政調整的な基金と位置付けています。 〔関連用語〕 村債（地方債）
	公債費	こうさいひ	村の借入金の返済に要する経費です。村債の元利償還金と年度内の資金繰りのために行う一時借入金の利子が含まれます。 〔関連用語〕 村債（地方債）
	国庫支出金	こっこししゅつきん	国が地方公共団体に対して支出する負担金、補助金、委託金の総称のことです。道路や河川の整備に対する補助金、災害復旧への負担金、児童手当の負担金などがあります。
さ行	災害復旧事業	さいがいふっきゅうじぎょう	降雨、暴風、洪水、地震、高潮その他の災害によって被害を受けた施設などを復旧する事業のことです。 〔関連用語〕 普通建設事業
	財政調整基金	ざいせいちょうせいききん	年度間の財源の増減などに対応するために設置している基金です。家計に例えれば銀行の預金に当たります。地方自治法の規定により、毎年度の決算の剰余金の半分は財政調整基金に積み立てることとされています。

	用語	読み	説明
さ行	人件費	じんけんひ	村長や村議会議員、職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。
	税源移譲	ぜいげんいじょう	<p>国から地方への税源移譲とは、住民に新たな負担を求めることなく、国税を減らし、その相当分を地方税として増やすことで、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うための財源を確保することです。</p> <p>(参考)</p> <p>平成16年6月に閣議決定された「経済財政運営の構造改革に関する基本方針2004」では、概ね3兆円規模の税源移譲を目指すこととされ、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することが盛り込まれました。また同年11月に政府・与党が合意した三位一体の改革の「全体像」も、基本方針の内容に沿ったものになっています。</p> <p>[関連用語] 三位一体の改革</p>
	村債（地方債）	そんさい（ちほうさい）	地方公共団体が、資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われる長期の借入金のことです。公共事業の建設事業や災害復旧事業など、単年度に多額の財源を要する事業については、地方債により財源を調達していますが、地方債は、単に財源不足を補うということだけではなく、家計で言えば住宅ローンを組むのと同様に、地方債の元利償還金による分割払いをすることで、世代間の負担の公平を図る役割も担っています。
	村税	そんぜい	税金には、国に納める「国税」と県や市町村に納める「地方税」があります。国税は、広く国民全体のために仕事をする国の財政をまかなうために国が課す税金であるのに対し、地方税は、その地域の住民に直結した仕事をする地方公共団体（県や市町村）の費用に充てるため、県や市町村が課す税金です。このうち村の税金を「村税」と呼んでいます。
た行	単独事業	たんどくじぎょう	<p>地方公共団体が、国から補助を受けることなく独自の財源（県補助を含む）で実施する事業のことです。</p> <p>[関連用語] 補助事業</p>

	用語	読み	説明
た行	地方交付税	ちほうこうふぜい	<p>国税の一定割合を各地方公共団体に使い道の制限のない一般財源として交付するもので、本来地方の税収であるべきところ、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の行政水準を確保できるよう、財源を保障する観点から、国税として国が地方に代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分するものであり、地方の固有財源と位置付けられています。地方交付税には、基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付される普通交付税と、普通交付税では十分にカバーできない各地方公共団体の災害などの特殊事情による財政支出に応じ、地方公共団体の財政状況などを踏まえて交付される特別交付税があります。地方交付税の総額の94%が普通交付税で、6%が特別交付税と定められています。国税である所得税・酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%及び国のたばこ税の25%を財源としていますが、毎年度それだけでは大幅に地方財政全体の財源が不足していますので、国による加算措置や、赤字地方債などによる補てんが行われています。</p> <p>〔関連用語〕 臨時財政対策債</p>
	地方消費税交付金	ちほうしょうひぜいこうふきん	<p>地方消費税は、国の消費税と同様に、国内での販売やサービスの提供などと、輸入される貨物に対して課税されますが、最終的な税負担は、最終消費者に求める税になっています。このため、流通段階で納められた地方消費税については最終的な消費地での収入とすべく、小売年間販売額等の消費に関連する指標により、都道府県から交付される交付金のことをいいます。</p>
	地方譲与税	ちほうじょうよぜい	<p>国が徴収する地方道路税等を一定の基準で地方公共団体に譲与するものです。都道府県に譲与するものとしては、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税があります。また、三位一体の改革に伴って、所得税（国税）から個人住民税（地方税）への税源移譲が進められることとなっていますが、平成16年度には、その本格的な税源移譲までの間の暫定措置として、所得譲与税が創設されました。</p> <p>〔関連用語〕 税源移譲</p>
	投資的経費	とうしてきけいひ	<p>地方公共団体の支出のうち、道路や河川、学校施設の整備など、村民の財産づくりとなる支出に区分される経費のことです。家計で言えば、住宅の新築、自動車の購入などがこれに相当します。</p> <p>〔関連用語〕 経常的経費</p>
	特定財源	とくていざいげん	<p>使い道があらかじめ決められていて、他には使えない収入のことです。国からの補助金などが代表的なものです。</p> <p>〔関連用語〕 一般財源</p>
	特別会計	とくべつかいけい	<p>地方公共団体が行う仕事の中には、ある特定の事業を行う場合や、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるなど、その経費を一般の歳入歳出と区別する必要がある場合があります。このような経費を区分するために設けられた会計が「特別会計」です。</p> <p>〔関連用語〕 一般会計</p>

	用語	読み	説明
は行	扶助費	ふじょひ	障害のある人の支援など、村民の生活を支えるための経費です。
	普通建設事業	ふつうけんせつじぎょう	道路、橋梁、学校、庁舎などの建設事業のことです。 [関連用語] 災害復旧事業
	補助事業	ほじょじぎょう	地方公共団体が国から補助を受けて行う事業のことです。 [関連用語] 単独事業
や行	予算	よさん	地方公共団体では、毎年、1年間の収入や支出がどれくらいあるのかを事前に見積もったうえで、その年の計画を立てて仕事を進めます。「予算」とはこの計画のことです。なお、国や地方公共団体では、収入のことを「歳入」と呼び、支出のことを「歳出」と呼びます。また、毎年4月1日から次の年の3月31日までの1年間を「会計年度」と呼び、予算はこの会計年度ごとに作成されます。 [関連用語] 決算
ら行	臨時財政対策債	りんじざいせいたいさくさい	地方財政法の特例として投資的経費以外の経費にも充てられる、いわゆる赤字地方債です。国の交付税特別会計の借入金が増加し、地方が標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な額の地方交付税が確保できなくなったことから、それを補てんするものとして創設されました。なお、この地方債の元利償還金相当額は、実際の借入れの有無にかかわらず、全額地方交付税により措置されることとなっています。 [関連用語] 地方交付税

参考文献：地方財政小辞典